

【掲載官報】

平成 22 年 9 月 29 日 本紙第 5406 号

【法令名】

○環境省組織令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 9 月 29 日 政令第 204 号

【管轄省庁】

環境省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 1 日

【制定の根拠規定】

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条第4項及び第5項

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

地球環境問題をめぐる情勢の変化に対応するため、環境省の体制の整備を行う。

* 要旨

1 地球環境保全に関する事務の関係部局への分掌

（1）地球温暖化の防止及びオゾン層の保護に関する事務以外の個別の地球環境問題（海洋汚染、酸性雨その他の越境大気汚染及び南極地域の環境問題等）に関する事務を、それぞれの個別事象に関連性の高い他局の所掌事務とする。

（第 5 条～第 7 条関係）

（2）地球環境局環境保全対策課を廃止する。

（第 26 条関係）

2 地球環境局国際連携課の設置

途上国支援等の国際協力や地球温暖化の防止に関する国際関係事務及び環境省の所掌事務に係る国際関係事務の総括を担う国際連携課を地球環境局に新設し、地球温暖化の防止を中心とする国際関係事務を一元化する。

（第 29 条関係）

.....